

平成28年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

1 破産法に定められた各制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務的上参考となる紛争類型に関するものや有用な争点に対する判断がなされた判決又は決定及び和解等により判決又は決定に至らない案件も含めて、事案及び相談等の概要を御紹介いただきたい。

(1) 否認権を行使する訴え及び否認請求

(2) 担保権消滅制度

(3) 査定申立て

(4) 役員責任査定

(提出理由)

上記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか並びに否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務的上、有用な争点に対して判断が示されている場合、それを共有することが有益であると考え提出した。

(弁護士会)

(裁判所)

各制度とも利用は低調であり、特に(2)(4)はほとんど利用されていないのが現状である（具体的な件数及び内容については統計数値でないため省略）。

2 同時廃止事件と管財事件の振り分け基準について

現在の本庁・各支部における同時廃止事件と管財事件の振り分け基準について

改めて確認したい。

(提出理由)

平成25年度の管財人等協議会では、本庁では①「自然人(事業者を含む。)」で、②「自己破産事件(債権者申立てでない。)」であること、③「判明している財産の実質的価値の総額が100万円を超えず(否認権行使による増加見込みを含む。按分弁済の対象とならない現金99万円を除く。)」, ④「破産管財人を選任しても他の財産が発見される見込みがほとんどないこと」であると説明されていた。預金・自動車等各ジャンルの財産のうち一つでも20万円を超えるものがある場合の取扱い等、再度本庁・各支部それぞれについて、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準を確認したい。

(弁護士会)

(裁判所・本庁)

(1) 現行振り分け基準

現在の本庁における同時廃止事件と管財事件との振り分け基準は、平成25年度の管財人等協議会で説明したとおりであり、提出理由中の①ないし④は、現在でも基準として変更はない。当時も説明したとおり、同時廃止があくまでも破産法216条1項所定の場合に認められる例外的取扱いであるため、破産財団の形成がほとんど見込まれないことが明らかでない場合は、同時廃止処理ができない。その主な類型としては、法人代表者や個人事業主で財産の混同についての調査が必要な場合、申立代理人による調査が不十分な場合、否認対象となり得る処分行為がある場合といった、いわゆる調査型や否認型、換価あるいは自由財産の範囲拡張の検討対象となる財産がある場合といった、いわゆる換価型や自由財産拡張型があるほか、相当重大な免責不許可事由がある場合の、いわゆる免責観察型が挙げられる。詳細は、平成25年度管財人等協議会の協議問題第9問の協議結果を参照されたい。

法定自由財産である現金以外の各ジャンルの財産の中に20万円を超えるも

のが一つでもある場合（個別財産の実質的価値（評価額）のジャンル別の合計額が20万円を超える場合を指す。）、そのままでは同時廃止処理ができない。この場合の取扱いとして、処理基準上は、清算配当を実施することで同時廃止処理をするという方策が定められている。もっとも、現在の運用としては、清算配当によらず、管財事件に移行させる取扱いが多くなっており、平成28年以降に本庁で清算配当が実施された例はほとんどない。その主な理由として、①もともと清算配当という手法が、倒産事件が激増していた時期に、大量迅速処理を実現するための便法として導入された例外的取扱いである上、実施される清算配当の適正（公平性・透明性）が担保されていないという問題意識と、②破産法の原則どおり管財事件として処理することで、問題となる財産を一律に換価対象とするのではなく、自由財産の範囲の拡張の検討対象として、総債権者の利益と破産者の経済的更生との利益調整を実質的に図ることができ、結果的に破産者がより多くの財産を確保できる場合も少なくないというメリットが挙げられる。（東京や大阪を始めとする）他庁においても、清算配当（按分弁済）を明示的に廃止したり、運用上実施しない方針に転換する庁が増えているようである。

(2) 振り分け基準の変更

当庁では、現在、破産事件の振り分け基準の改定に向けた作業を進めている。具体的な改定内容については、未だ内部検討段階であるため、現時点で確たることは申し上げられない。もっとも、近い時期に、新基準の案を弁護士会に提示し、意見聴取をする予定である。

(裁判所・尼崎支部)

尼崎支部においても、基本的には本庁と同一の取扱いである。ただ、普通預金については大阪地裁と同様に現金と同一視することは異なっている。また事案の内容などから、提出理由①ないし④に記載のような事案でも管財事件とする場合もある。

(裁判所・姫路支部，伊丹支部，明石支部)

本庁の基準と同じ

3 破産手続開始決定前の事業譲渡や破産者等による事業継続について

倒産時期前後に破産者の事業が他の法人等に事業譲渡がされている場合や，個人事業主の事業が親族や破産者本人によって事業継続されている事案について，管財人として対応が必要となることがある。

その場合にはどのような観点から検討し，具体的にどのような対応をする必要があるか，裁判所や管財人経験者の御意見を伺いたい。

(提出理由)

他の法人等に事業譲渡がされている場合や親族や第三者によって事業が継続されている場合は，当該事業譲渡や事業継続が否認対象行為に該当するおそれもあり，事実上事業が継続されている場合については，偏頗弁済行為や自由財産の扱いなど様々な問題が生じる可能性もある。その点について，裁判所や管財人経験者から基本的な考え方や，実際の経験談を伺い，適正な管財業務遂行の参考としたい。

(弁護士会)

(協議員)

提出理由の補充であるが，倒産直前に事業が第三者に譲渡されているような場合において，当該第三者と金銭的な和解をすることがあるが，その評価基準についても意見を伺いたい。

(協議員)

事業自体は利益が出ていたが，不動産投資で負債を抱えて破産申立てに至った歯科医の事案で家族の生計維持のため事業継続が不可欠という事情がある事件について，向こう数年で生み出される利益を公認会計士に出してもらって，それをもとに事業の価値を財団に組入れしてもらって，事業継続した案件がある。

(協議員)

赤字の事業の場合は事業自体には価値を見いだせないことも多いと思われる。また、個人事業は、破産者の貢献、意欲で成り立っているものも多く、その場合は事業価値が根本的にあるのかどうか疑わしい事案がほとんどなので、否認の対象となるという客観的な価値をどういう観点から判断したのか。また、法人の場合も赤字のときはどういう根拠で客観的事業価値を判断したのか伺いたい。

(協議員)

事業の評価は二つの視点があると思う。一つは、実際に動いた財産を幾らで評価するのか、もう一つは、どれだけの利益を生み出せるかという点である。譲渡されたものが、非常に抽象的なものであるなら特段価値は見いだせないと思われる。私が経験した事案の場合は、実際に価値あるものが譲渡されていたので、価値があるだろうと考えた。次に、利益を生み出していたかどうかは、決算書によらざるを得ないと思う。私の案件では利益は出ていたので、事業価値も「0」とは評価できないと考えたので、最終的には組入れをしてもらった。ところで、利益が出ていたとして、何年分くらいが適当か伺いたい。

(協議員)

まず、小規模な個人事業なのか、一定規模の事業なのか、法人なのかというところで区別して考えないといけないと思う。給与所得者については、破産になったからといっても、仕事を続けているわけなので、そのことのバランスで、小規模な生計の資本となっていた場合、事業価値の問題をいうのは気の毒な感じがする。しかし、一定程度の規模であって、そこに事業価値を見いだすことができるものに関しては、事業価値を把握していく必要があると考える。そして、先ほど言われていたとおり、一つは、譲渡した物の価値がどういうものか、個人なら本来的自由財産の範囲をこれが超えているのか、とか、法人ならM&Aなどのように、事業として譲渡可能性があるのか、ということも考えないといけないと思う。そして一定程度の価値が見込まれて買主が現れるようなものに関しては、それを

破産開始決定時に、事業の価値として把握しなければいけないし、その算定方法は将来の収益を見込んだものということもあり得ると思う。私も利益が出ている個人事業主の事業譲渡を認めた経験があったが、公認会計士に管財人として事業算定を依頼して、ディスカウントキャッシュフロー方式という将来の収益を現在の価値に直す方法を探って、破産開始決定時の事業価値として算定してもらった。そして、その価値を財団に組み入れて配当に進んだ。

(協議員)

のれんの評価について、相続税上の財産基本通達の考え方を参考にして、過去の収益の状況の何年分という形で評価することもできると考える。

(協議員)

事業譲渡ではなく、本人が事業継続している場合に、例えば向こう何年分の事業の評価になったときに、それをどのようにして本人に組み入れさせることができるのか、その方法についても伺いたい。

(協議員)

向こう数年の利益を本人に組み入れてもらう場合は、一括組入れは、通常不可能なので、分割で支払ってもらうことになる。私が経験した事案では、その間、事件を続ける訳にはいかないので、サービサーに売却して、換価を終了し、事件を終わらせた。

(協議員)

申立代理人の立場からすると、将来、誰が管財人になるかによって、随分と変わってくるように思う。しかし、誰が管財人になってもよいように、将来の利益の何年分かを考えて公認会計士を入れて契約書を作成していかざるを得ないと思っている。私の経験では、契約書の中に「もし管財人から否認請求されたら支払うこと」という条項を明記したこともあった。

(協議員)

譲渡先から、譲渡代金の値上げが無理で、条件が変わるなら譲渡契約しないと

言われたことがあった。このときは、まず、特別清算を申し立てて、そこに監督委員の弁護士に入ってもらい、協議しながら契約をして、その後、破産に移行した。これなら、監督委員が管財人になるだろうから否認のリスクがかなり減る。

(協議員)

一定規模の会社であって、全事業の中で良い部分と悪い部分があって、良い部分だけでもいかせないかと考えるような案件はあり得ると思われる。

(裁判所・尼崎支部)

事業に使用していた什器備品等の価値や営業権の価値などについて、管財人に調査をしてもらい、それらを財団組入れしてもらうことで事業継続を認めた事案はある。いずれにしても債権者目録や財産目録から漏れているものがないかなどについても管財人に確認してもらう必要がある。

(裁判所・姫路支部)

1件のみであるが、現在係属中のものに、破産申立前に、別会社を設立し、その会社に事業譲渡をしたケースがある。このように、法人を巡る事案の場合、管財人に注意をしてほしいポイントは、破産会社の資産を適正に評価して事業譲渡が行われたということが出来るか、新会社が債務を免れるための手段として濫用されていないか(新会社の代表者は誰か、実質の経営者は誰か)ということになる。ちなみに、当該事件では、破産会社の役員が新会社の従業員となっており、比較的高額な給与を受け取っているものである。その結果を踏まえ、場合によっては譲渡資産の適正な評価をし直し、対価を求めることや回収した売掛代金の破産会社への返還を求めることを検討することになると思う。

個人営業で破産者の技能により成り立っている小規模な事業は、破産後も事業継続をすることが多いと思われるが(例、大工、塗装業等)、事業継続自体はやむを得ないと考えられるものの、売掛金の帰属や回収の有無、回収された売掛金の使途の報告を求めるべきであり、その検討は不可欠と思われる。

(裁判所・本庁)

(1) 事業譲渡

ア 破産手続開始決定前の事業譲渡については、破産裁判所や破産管財人の関与なくして実行され、詐害行為否認等の対象となる可能性があるため、管財人においてその適否について慎重に事後的検証をする必要がある。検証に当たっては、事業譲渡対価の適正と譲渡手続の透明性・公平性も重要なポイントであり、これらについて、当該事業の状況（具体的には、業種、規模、資産構成、事業の劣化速度等）や、取引先との関係、譲渡先候補者の出現見込みその他の事情を踏まえた客観的・中立的な判断が求められる。譲渡対価は、唯一絶対の尺度ではないが、清算型である破産手続においては特に重要であり、再生手続において監督委員補助者として専門家の協力を得るのと同様に、譲渡対価の算定についての公認会計士等の意見書が判断資料として取得されることもある。譲渡手続については、譲渡先の選定過程も重要である。一般論としては、価格競争への期待や債権者の理解の観点から入札方式が望ましいものの、現実には、時間的制約や多数の候補者の出現が望めない状況下で相対方式によらざるを得なかった事例が多いのが実情であるが、その中でも透明性・公平性の確保が志向されていたかどうかは問題となる。なお、事業譲渡に伴う取引債務の承継は、他の債権者との平等（公平性）に反するおそれが高いため、これが譲渡契約の内容に含まれる場合には、より慎重な検証が求められる。

イ 当部における破産手続開始決定前に事業譲渡がされた事案についての統計はない。そこまで多くはないが、一定数は常時係属しているという認識であり、支払停止後の事業譲渡の精査に主眼を置いた債権者申立ての事案もある。係属中の事件が多いため、詳細についての言及は差し控えるが、前述のとおり、譲渡先に選択肢がなかった事例が多い。なお、一定規模以上の事業譲渡事案では、申立代理人において、事業譲渡の経過や適正評価について詳細な報告書が作成・提出されていることもあり、管財人による検証に非常に役立つ

っていることがうかがわれる。調べた限りでは、事業譲渡そのものについて否認権を行使した事例は見当たらなかった。

(2) 事業継続

ア 個人事業の継続のうち、親族や第三者が新たな事業主体になり、破産者がその使用人となっている事案は、事業譲渡が行われたものと整理した上で、その適正を検証・判断することになる。親族等に引き継がれる事業は、その規模や内容に照らして、営業権（のれん）が独立した財産として計上されないことは少なくないが、そのような場合でも、破産財団に含めるべき個別の事業用資産の取扱いが問題となることがあり、否認権行使とまではいかないものの、当該資産相当額の組入れとの引換えによる放棄という処理がされることがある。

イ 個人事業主である破産者自身が自らの名での事業継続を希望する場合、一般的には、個別の事業用資産について、破産財団に含まれるものと差押えが許されず破産財団に含まれないものとの峻別、破産財団に含まれるものについての財団放棄や自由財産の範囲拡張による対応、開始決定に近接する時期の取引債権の整理・切り分けが必要となるほか、営業権（のれん）が独立した財産として計上できる場合、その相当額の財団組入れが問題となる。そのほか、店舗や工場が賃借されていた場合は、契約関係の処理も必要となる。この辺りは、「はい6民ですお答えします～倒産実務Q&A」第23問や「破産実務Q&A200問」第37問で留意点について説明されているため、これらを参照されたい。できる限り円滑に進めるためには、早い段階から申立代理人と破産管財人との意思疎通を図っておくことが肝要である。

ウ ところで、第2問（同廃事件と管財事件との振り分け基準）とも関連するが、本庁では、個人事業主については、例外的な場合（例えば、既に廃業から相当長期間が経過しており、事業用資産と純粋な個人資産との峻別についての調査を要しないと認められるといった場合）を除き、同時廃止処理を認

めていない。そのような例外的事情がないにもかかわらず、同時廃止事件として申立てがされるケースが散見されるため留意されたい。

4 優先的破産債権の一部を按分弁済する方法について

優先的破産債権の一部まで按分弁済を行って終了する場合、和解許可の方法によることも多いと思われるが、その際に、各債権者との間でどのように合意を行っているか（具体的には和解の許可申請の前までに、各債権者との間で弁済額についての事実上の合意を行っているか否か）について、実際に処理された方の工夫、難しかった点等をお聞かせいただきたい。

また、神戸地裁管内での「和解許可による弁済」の許可申請数や割合等についてもお聞かせいただきたい。

(弁護士会)

(裁判所・尼崎支部)

件数等については計数していないので、分からないが、おおむね数件程度である。

(裁判所・姫路支部)

和解許可件数は、統計を取っていないので数値を示すことはできない。

(裁判所・伊丹支部)

統計を取っていないので数値を示すことはできない。

(裁判所・明石支部)

和解許可の申請数や割合については、統計がなく、不明である。

(裁判所・本庁)

裁判所として和解許可による弁済件数については統計を取っておらず、正確な許可申請数や割合などは把握できないが、感覚的には本庁全体で年間10件少々である。

(協議員)

和解許可申請までの間に、債権者に内諾を取ることになると思うが、そのときの工夫について伺いたく思った。私の事案で、和解内諾がスムーズに進まないようなことがあった。そういう場合、どのように説得されるのか、どのように内諾を取られるのか、また、許可申請の際にどんな資料を添付されているのか、工夫されているところがあれば、伺いたい。

(協議員)

回答書を送り付けて、その中に配当率や、大体の支払金額や、支払があったときは、残額放棄のような文書を書いてもらう場合と、これ以上はありませんという趣旨の同意書みたいなものを書いてもらう場合があり、それを回収した上で、許可書にそれを添付している。

(協議員)

優先的破産債権の一部弁済で、同意配当の利用はどのような状況か伺いたい。

(協議員)

同意配当であると債権調査を要するので、やはり、債権調査を要しない弁済許可か和解契約の方式を採っていることが多いと思われる。

(司会者)

弁済許可を選択している方の意見を伺いたい。

(協議員)

弁済許可は、条文の趣旨から、早期に労働者の生活を保障するためという意味合いが強いので、事件が進行して時間がたった終盤に利用するのならば、和解許可が妥当であると思われる。

(協議員)

弁済許可は、いずれ優先的破産債権が全額支払えて、一般債権者にも配当ができるかもしれない場合に、労働者の生活保障のため、先行して支払うという趣旨で使うことが多い。和解許可は、債権調査を経ない支払方法としてあるので、労働債権の一部弁済の事案などは和解契約を利用することが多いと思われる。

5 換価困難な不動産の換価方法等について

地方の山林や田畑・山間部の宅地や、未分割の相続財産・共有持分など換価困難な不動産の換価方法について、裁判所や管財人経験者から処理方法の工夫事例などを伺いたい。

(提出理由)

地方の山林や田畑・山間部の宅地などは、たとえ無担保の資産であったとしても換価が困難な場合も多く、業者等や近隣住民、親族等に売却を打診しても換価できないことがままある。未分割の相続財産や共有持分であれば、なおさら換価が難しく、結局財団から放棄を余儀なくされるか、一定金額を破産者等から財団に組み入れてもらい、財団から放棄するなどの方法を探ることが多いが、裁判所や管財人経験者から、処理方法の工夫事例などを伺うことが、今後の管財業務の迅速化に資すると考えるため。

(弁護士会)

(協議員)

提出理由について尋ねるが、真摯に換価しようとして、困難な場合は、本来換価価値としては、「0」として評価するしかないのか。また、工夫というのは、例えば、破産者が自由財産から金を出して買い取るなども含むのか。

(協議員)

そういう意味も含まれる。一定の価値があるならば、「0」評価には違和感があるが、換価について何か良い方法はないか。

(協議員)

地方の田畑は、価格不明で売りにくい。売れるとしても近隣の人がほとんどで、その言い値でよいのかも不明である。共有持分、相続財産などは価格の点で評価が難しい。当方では、破産事件においては、債権者のメリットのため、売却のお知らせを全債権者に送付している。また、最低価格を設定して売る場合もある。

手続保障という意味もあって、債権者が文句を言ってきても困らないように先に知らせている。

(協議員)

地方に財産がある破産者の事件を担当しているが、辺鄙な場所では、不動産業者すらいない。地元の財産区の人と相談して処理している。そのなかで、ソーラーパネルの設置場所を探している業者がいると聞き、話を進めている。まとまった土地ならば、このような引き合いもある。

(協議員)

管財人として、地方の土地をソーラー用事業地として売却した経験がある。南向きで道路さえあればよく、今はソーラーパネルの製造コストもかなり下がっているし、売電価格は下がっているが費用負担が減っているので、事業として可能性はまだあるようだ。ちなみに、土地の地目は雑種地でも何でもよいようだ。

(裁判所・尼崎支部)

地方の山林や田畑・山間部の宅地などについては、換価は難しく、長引くものが多いので、最終的には放棄することもやむを得ないと思われるが、近隣の人や親族に購入してもらうなどの努力はしてもらい、その上でどうしようもないものについては放棄をすることを検討する必要がある。

(裁判所・姫路支部)

一般的には、提案理由と同じ処理をしている。事案の紹介としては、無担保の家屋で、土地には担保権が設定されているもので、担保権の設定時期との関係で、法定地上権が成立するので、土地の担保権者に働きかけ、売却できる道を探している(競売申立てになる可能性が高く、土地を先に申立てしてもらい、建物の競売申立ての費用を安くするか、申立費用の負担(配当時に清算)を検討してもらっている。)ものがある。そのほかには、空家条例との関係で簡単に放棄できないこともあり得るので、近隣に迷惑をかけないようにして放棄をすることも検討しなければいけないものもある。

(裁判所・本庁)

山林や原野など換価価値に乏しい不動産の処理に苦慮されている事案は少なくないが、近隣住民や共有者、親族等に当たっても全く買い手が見つからないような場合には破産裁判所としても放棄を許可せざるを得ないだろう。個別の事案において処理に悩まれる場合には破産裁判所に相談されたい。なお、文献としては「事業再生と債権管理」152号138頁(「破産財団の管理又は換価が困難な案件に関するアンケート」結果報告)などが参考になると思われる。

6 免責意見について

近時、管財人として免責不許可相当の意見を提出した事例又は不許可意見とすべきかどうか悩まれた事例などがあれば御教示いただきたい。

(提出理由)

裁判所として免責不許可を検討せざるを得ない事例は一定数存在するところ、管財人が免責意見を書かれる際にどのような点に着目しているのか、あるいは最終的に裁量免責とするために工夫した例などを教えていただきたく、出題した。

(裁判所第3民事部)

(協議員)

不許可事由については、申立てまでの事由と申立て以後の事由に分けて考える必要があると思われる。管財業務に非協力的だったり、報告義務違反や財産隠匿の場合はリカバリーしにくい。

(協議員)

浪費型のケースで、債務者は高齢で管理能力がなく、家計簿をつけられないような人物だった。悪口をいろいろ言われたが、意見としては最終的に許可相当を出した。免責のために積立てをしてもらい、財団に組み入れたが、何割ぐらいの組入れが適当か疑問が残った。

(司会者)

一昔前は、総債権額の1割くらいで、免責のための積立てをしてもらい配当していた。自由財産拡張を取り下げてもらい、その分を配当に回した事例もあった。

(協議員)

免責不許可を積極的に管財人が立証できないと、不許可意見を書けないので、難しい。怪しくても証拠を探せない、調査権限の限界がある。制度的に難しい。

(協議員)

債権者申立ての破産事件は破産者が非協力的であることが多く、調査は特に難しい。

(協議員)

法人だけが破産するケースや、法人と代表者の同時破産の場合、代表者が自分の破産事件については正直に話すか、法人については説明しないようなケースがある。この場合、何か良い方法はないか。

(協議員)

法人のみの破産事件の場合は、法人が代表者に対して債権を持っていたら役員査定の手続も考えられる。また、法人が代表者を破産させるなども考えられるが、予納金の準備が問題となる。

(協議員)

債権者申立ての事件で、説明義務違反を理由に免責不許可意見を出したが、最終的に裁量免責された。申立ての1年以上前に財産を換価し、親しい人にだけ偏頗弁済したケースである。行為は悪質だが人柄は悪質ではなかった。財団の損失は1000万円以上だった。本人は1年以上前に申立てをするつもりで、そのようなことをしていた。管財人には協力的だったが、破産者が相談した相手が悪質なブローカーを紹介していたようだった。

(協議員)

代表者が法人の債務について連帯保証していたら、法人の財産流失が個人の債務にも影響するので、免責について、個人の債務も絡めて代表者を説得する方法

もある。

(司会者)

不許可事由は悪質だが裁量の意見を出す場合、どういう点を重視しているのか。

(協議員)

積極的に財産を隠匿したとしても、全部を返還すれば実害がないので、裁量免責の意見を書くこともあろうかと思う。

(協議員)

開始決定前の事情が悪くても、全面的に協力している場合は裁量の意見を書くことができると思われる。

(裁判所・尼崎支部)

財産隠匿、説明義務違反、重要財産開示義務違反については、免責不許可事由に該当することを破産者に説明して破産管財人の調査や財産の換価に協力させるようにすればよい。浪費が著しく免責不許可の可能性が高いときは管財人から破産者の経済生活を指導し、家計収支表を作成させるなどして監督することなどにより免責許可が可能となる場合もあるので、意見を記載するに当たっては、それらの事情も踏まえた意見を記載いただきたい。

(裁判所・本庁)

前年度の管財人等協議会以降神戸本庁において免責不許可決定をしたケースは1件しかなかった(抗告はなく免責不許可確定)。記録によると、これは破産者に財産隠匿及び説明義務違反があると認定されたケースであり、免責不許可と判断された理由は、要旨以下のとおりである。

すなわち、破産者は、自身が取締役を務めていた会社及び破産者の親族に対して数百万円を貸し付けておりその貸付金債権などが存在したのに破産申立てに際しこれを財産目録に記載せず、破産管財人に対しても虚偽の説明をしたというものである。これら貸付金債権等については破産管財人が当該会社を被告として訴訟提起し、勝訴判決を得るも現実に回収できたのはごく一部にすぎなかった。こ

うした事情を踏まえて裁量免責も不相当とされ、免責不許可となった。

このほかにも免責不許可を検討した事案については、やはり財産隠匿や説明義務違反が疑われるものが多いと思われる。

なお、免責の許否に関する裁判所の基本的な考え方については、昨年の管財人等協議会においても御紹介があったが、東京地裁破産再生部における実情を紹介した判例タイムズの記事のほか、月刊大阪弁護士会平成28年7月号に掲載された「はい6民です(略)」が参考になると思われる。個々の事案において免責意見で悩まれる場合には破産裁判所に相談されたい。

- 7 個人情報の適切な管理の観点から、個人情報（マイナンバー、秘匿情報を含む。）の取扱いの実情と工夫例があれば御紹介いただきたい。また、管財事件終了後の個人情報を含む手続関係資料の適切な保存、廃棄の在り方について御意見をいただきたい。

（提出理由）

個人情報の適切な管理は裁判所内外を問わず大きな社会的問題となっており、破産事件を処理する上で、個人情報の適切な管理が重要な問題になってきている。個人情報の流出は、当事者の身体・財産に対して危機を及ぼすとともに、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題を生じさせることになる。

そこで、個人情報の管理の実際と適切な管理のための工夫例を御紹介いただき意見交換することが有用であると考え出題した。

（裁判所第3民事部）

（協議員）

紙ベースのものは、専門業者に依頼し、溶解証明書をもらう。終了後の帳簿は、代表者に返し、10年間保存してもらっている。破産の専門書によると、管財人の保管義務は3年と書かれているものもある。

（協議員）

私は、3年保管説をとっているが、結局5年ぐらい保管している。保管期間が経過した資料は、エコパークに直接捨てにいき、自ら廃棄ピットに廃棄するところまで確認している。

(協議員)

破産会社のパソコンについては、専門業者に頼んで処理している。

(協議員)

私は、10年保管説をとっている。保管期間経過後は、兵庫県弁護士組合であっせんしている業者に溶解してもらっている。

(裁判所・尼崎支部)

(1) マイナンバーについては、マイナンバーの記載された文書は出さないようにという周知を管財人の勉強会で行ったことと、カウンター上に「マイナンバーが入った書類がありませんか」という注意喚起文書を貼付し、誤って提出しないようにした。

(2) 秘匿関係については、件数はあまりないが、申立ての際にそのような情報に接したときには、代理人に秘匿の必要性について確認するとともに、申立ての際には自身で黒塗り等をして提出するように指示をするようにしている。

(裁判所・本庁)

個人情報の取扱いについては、裁判所においても議論、工夫を重ね、その適切な管理に努めているところである。

例えば、事件記録貸借時の記録授受記帳の徹底、閲覧謄写申請における利害関係審査、ファクシミリの誤送信防止、非公表情報の持ち出しの原則禁止、不必要な事件データの速やかな抹消などは特に留意している。

次に、秘匿情報の取扱いであるが、担当書記官、裁判官はもとより、関係各部署に、当該事件で秘匿措置を執っているという情報が確実に共有されるよう、その旨、記録ファイルに明示するなど、統一した事務処理をしている。

ただ、秘匿措置については、法文上の規定があるものではなく、債権者は破産

事件記録を閲覧，謄写できるので，秘匿情報の漏えい防止の徹底のためには，申立人代理人，管財人が，秘匿情報の記載のある資料を不必要に裁判所へ提出しないこと，また，秘匿情報を裁判所提出書面に記載しないことが肝要である。

マイナンバーについて，破産係では，受付チェックリストに「マイナンバーの記載がないか」の1項目を追加して，破産事件記録にマイナンバーが載らないように徹底しているところではあるが，マイナンバーは，究極の個人情報であり，申立代理人，管財人においても，提出書面にその記載がないか十分にチェックをした後，裁判所へ書面提出願いたい。仮にマイナンバーの記載のある書面が提出された場合，その書面が，申立時の住民票であれば，原則として，即刻，申立書類一式とともに返還することになる。また，写しの提出でよい書面であれば，申立代理人自身で，黒塗りをして提出してもらうことになる。

- 8 当支部では若手管財人に対する個別の事件処理を通じた育成のために管財人OJTを実施しており，その実効性を確保するために適切な事件を割り当てる必要があるが，どのような事件を管財人OJTの対象とするのが適切か御教示願いたい。

(提出理由)

当支部においては平成27年4月から管財人OJTを開始し，未だ1件目の破産管財事件の配てんを受けられていない若手弁護士(トレーニー)に，管財実務経験の豊かな弁護士(トレーナー)とペアを組んで管財事件の処理をしてもらうこととしている。管財人OJTの対象とする事件については，一定の換価業務(売掛金の回収，不動産の売却等)があり，異時廃止で終了できる事件を中心に選定しているが，なかなか適当な事件がないのが現状である。そこで，管財人OJTの対象としてどのような事件が適切かについて，各庁の実情や意見を伺いたい。

(裁判所尼崎支部)

本庁、尼崎支部、姫路支部のOJTの概要は別紙のとおり

(裁判所・本庁)

(1) 本庁におけるOJT試行制度及びその運用状況

まず、本庁における管財人OJTの実情を紹介する。

本庁で現在実施されている管財人OJTは、弁護士会との協議を経て策定された平成27年3月2日付け「管財人OJTモデルケース実施要領」に基づき、同年4月1日から実施されている。あくまで試行段階のものという位置付けである。

この実施要領では、初めて破産管財事件を取り扱うこととなる62期以降の若手弁護士で、当該実施要領に同意された方をOJT対象者とし、その若手弁護士を破産管財人に選任し、弁護士会から名簿形式で事前に推薦されている経験豊富な指導担当弁護士を管財人代理に選任することとされている。対象事件については、①個人事業主でない自然人の破産事件で、②異時廃止見込みであり、③複雑困難で長期的に時間を要する換価業務が見込まれないことが定められている。過払金や売掛金の回収が多少ある事案はこれに抵触しないが、不動産や持分の処分がある事案は対象外との前提で運用されている。

この実施要領に基づき、平成29年1月20日までに、18件の管財人OJTモデルケースについて破産手続開始決定がされ、14件が終了した。終局区分の内訳としては、異時廃止が13件、当初の想定に反し配当に至ったものが1件である。なお、進行中の事件にも、配当見込みとなったものが1件ある。

事件終了後、OJT対象者と指導担当者双方に、アンケートに協力してもらっている。文献だけではカバーできない実際の管財業務の進め方やポイントを体感できて非常に有意義であったなど、双方から好意的な感想が寄せられている。もっとも、OJT対象者からは、実際の担当事件にもよるが、配当事案や否認対象行為がある事案、不動産の任意売却がある事案など、もっと骨のある事件を経験したかったとの意見も寄せられた。

(2) 適切な管財人OJTの対象事件

どのような事件が管財人OJTの対象として適切かという問題について一義的な答えはないものと思われる。管財人OJTと呼ばれる制度は、全国の裁判所で導入する庁が次第に拡大しているが、神戸地裁管内だけを見てもそうであるように、同じ「管財人OJT」といっても、その制度設計は様々であるし、その目的——目標として設定された具体的な育成効果——も必ずしも共通ではないため、普遍的に適切な選定基準を設けることは不可能と考えられる。

理念的には、基礎的・初歩的事項の習得支援と、先輩弁護士が蓄積してきたスキルやノウハウの継承という、ベクトルの異なる2つの要請のいずれにどの程度の重点を置くかによって、OJTの対象者や対象事件が異なってくるものと考えられる。本庁の試行制度は、前者（基礎的・初歩的事項の習得支援）のためのセーフティネットとしての機能に重点を置いており、スキルやノウハウの継承は、次のステップのものとして位置付けているといえる。

対象事件の選定に限らず、管財人OJTの制度設計は、目標をどこに設定するかという根本的な考え方のほか、近年の破産事件の継続的な減少傾向、弁護士会の会員数の急増や事務所経営の多様化・専門化といった諸要素を踏まえつつ、OJTのみならず、弁護士会が担う破産管財制度全体のあるべき姿を中長期的に見据える必要がある。その意味で、管財人OJTの制度設計を含む管財人選任制度の在り方については、是非とも弁護士会内において積極的に議論し、意見を届けてもらいたい。

(3) 本庁における本制度への移行

本庁としては、これまでの試行結果を踏まえ、本制度への移行を考える時期を迎えていると考えている。現段階では、試行制度と基本的に同様又はその延長線上に位置付けられるものを想定しているが、今後、弁護士会とも意見交換しながら具体的に詰めていきたい。

	本庁(試行段階)	尼崎支部	姫路支部
①スキーム	対象弁護士:管財人 指導弁護士:管財人代理	事案による 管財事件の複雑さに応じて、対象弁護士(トレーナー)を管財人とするか、指導弁護士(トレーナー)を管財人代理にするか、裁判所又は指導弁護士にて事案ごとに判断	対象弁護士:管財人 指導弁護士:管財人代理 但し、下記⑥(1)のとおり、例外もあり。
②対象者	(試行段階のため)64期(現時点)	これまで1件も管財事件の配てんを受けていない弁護士(3年以上の弁護士経験と、5件程度の破産申立経験は必要)	(1)65期以上の期(毎年、1期ずつ下の期の者を含める)(2)これまでに管財人を担当したことがない者(3)OJTを希望する者
③指導弁護士	事前登録のある弁護士(9名)	前年に地裁尼崎支部より管財事件を配てんされた弁護士で、指導者たりうる経験年数を有する弁護士(約35名)	(1)登録7年以上(2)2年以内に管財人を担当している者(3)指導弁護士になることを了承している者
④対象事件	(1)自然人(個人事業者と法人は対象外) (2)異時廃止見込み(3)複雑困難で長期的に時間を要する換価業務がない	従来であれば管財人初心者には配てんができなかった少し難度が高い事件(従前は換価があるが異時廃止相当という目安をつけていたが、トレーナーの経験により配当があってもよいと先日のPTで話が出たため拡大の可能性あり)	主な業務が2, 3くらいで、概ね6か月で終了する事件。 想定している業務の内容は、①換価業務(不動産の放棄、保険や退職金等についての自由財産の拡張、信販会社による自動車の引上げや親族に対する偏頗弁済等に対する否認権行使)、②配当業務(優先的破産債権の按分弁済、引継予納金が多く主な業務が配当だけのもの)及び③裁量免責の意見等である。
⑤指導弁護士への就任依頼方法	裁判所が機械的に打診する。但し、(1)管財人代理候補者の弁護士が事件対象と利害関係があり、管財人代理に就任できない場合、(2)管財人代理候補者の弁護士と管財人候補者の弁護士とが別事件等で対立関係にあると認められるような場合には、裁判所は他の弁護士に打診する。	対象弁護士(トレーナー)がトレーナー名簿を見て、自分でペアの承諾を取りつけ、OJT名簿への登録を申込。	OJT希望弁護士が、自ら指導担当弁護士に頼みペアを組む。 ペアを見つけれない場合は、弁護士会が、指導担当弁護士に頼んでペア組をする。
⑥指導内容	(1)モデルケースの管財人代理として、当該事件が終局するまで任務に努める。(2)換価業務全般について管財人からの応相談、管財人作成にかかる報告書等の点検、その他管財人業務で有益となる指導等を行う。(3)債権者集会期日への出頭は任意とする。(4)対外的な管財業務は管財人が行うこととするが、法律上は管財人代理の地位にあるため、事件関係者に対しては誠実に対応する。	(1)基本的な管財事務は原則としてトレーナーにできるだけ全てやらせる。(2)トレーナーは適時に事務の進捗状況を確認し、裁判所等へ提出する書類は事前にトレーナーにて確認する。(3)債権者集会、不動産決済その他の会合・会議・打合せにはトレーナーも同席する。	(1)OJT希望弁護士と指導担当弁護士は、選任後すぐに面談を行い、事件についての方針を決める。指導担当弁護士は、自らが管財人となるのがふさわしい事件であると判断した場合には、その旨裁判所に伝え、協議を行う。(2)OJT希望弁護士(管財人)は、指導担当弁護士(管財人代理)と協議の上、裁判所から受領した事案メモに必要事項を記載し、開始決定後1か月を目処に裁判所へ提出する。(3)指導担当弁護士は、事務作業のノウハウを教えるとともに、適宜、OJT希望弁護士の質問等に答え、アドバイスを行う。(4)指導担当弁護士は、債権者集会用の経過報告書等を事前にチェックする。(5)債権者集会へは、原則として管財人が出席すれば足りる(裁判所は、管財人とのみ期日調整をする)が、OJT希望弁護士は、管財人、管財人代理の別を問わず可能な限り債権者集会に出席する。(6)事件終了後、OJT希望弁護士と指導担当弁護士は、OJT事件に関するアンケートの回答を裁判所に提出する。
⑦報酬	裁判所が、管財人及び管財人代理の報酬額をそれぞれ決定する。管財人報酬の10%と10万8000円の少ない方の金額(税込)。	配てんされた事件の副本検討後速やかにトレーナー・トレーナー間で協議して決める。他庁の例では、管財人が9割、管財人代理が1割とされている旨を目安として指導要領に記載。	裁判所は、管財人に対して報酬決定を行う。そのあとの報酬の分け方は、弁護士同士の協議による。